



認可保育所利用申し込みの受付をスタート



保育所は、保護者の仕事など家庭の事情で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。
保育所の利用を希望する保護者は、お申し込みください。

- 入所対象児 保護者の仕事、出産（出産予定日の2か月前から産後12か月の間）、病気、障害、病人の看護、家庭の災害などの事情により児童の保育ができない家庭で平成27年4月1日以降に利用を希望する児童
- 申込書 利用申込書等は、市子育て支援課、各総合支所市民生活課及び各保育所で配布します。

- 申込先 市子育て支援課（1階⑦番窓口）、各総合支所市民生活課
※在園児のみ各保育所
- 受付期間 新規申込 11月20日（木）～平成27年1月9日（金）
在園児 11月20日（木）～12月12日（金）

※期限以降の新規申込は、先着順になります。また、在園児についても、期限内に申込がない場合は新規申込となります。

認可保育所一覧

保育所名	所在地	電話番号
アソカ保育園	向江町4-2	☎0994-42-3801
白崎保育園	白崎町15-18	☎0994-42-3589
寿敬心保育園	寿5丁目24-16	☎0994-42-2988
わかば保育園	寿4丁目8-14	☎0994-44-5234
笠之原保育園	笠之原町46-15	☎0994-42-2919
エンゼル保育園	札元2丁目3721-1	☎0994-43-9353
二葉保育園	上谷町11657-3	☎0994-44-6107
松下保育園	西原1丁目22-23	☎0994-42-2769
さくら保育園	西原2丁目37-10	☎0994-42-4455
敬心保育園	今坂町12405-47	☎0994-44-6577
野里保育園	上野町4776-3	☎0994-42-3577
杉の子保育園	打馬2丁目12-33	☎0994-43-2475
はらい川保育園	祓川町4498	☎0994-42-2250
円鏡保育園	西祓川町376-2	☎0994-43-9000
東原保育園	東原町3298-7	☎0994-43-5095
高隈保育園	上高隈町77	☎0994-45-2039
大黒保育園	下高隈町4681-5	☎0994-45-3078
こばと保育園	川西町4796	☎0994-42-4480

保育所名	所在地	電話番号
平和保育園	田崎町2294-1	☎0994-42-4487
和光保育園	横山町1566	☎0994-48-2931
西南保育園	飯隈町3065-1	☎0994-49-2102
高須保育園	高須町1389	☎0994-47-2029
古江保育園	古江町820	☎0994-46-2067
光華保育園	花岡町369	☎0994-46-3764
細山田保育園	串良町細山田4833-4	☎0994-62-2026
ひばり保育園	串良町細山田5295-1	☎0994-62-3377
洗心保育園	串良町有里460	☎0994-63-9192
正徳保育園	串良町岡崎3445-2	☎0994-63-2186
ふたば保育園	串良町下小原4860-2	☎0994-63-2620
上小原保育園	串良町上小原2621-3	☎0994-63-4505
吾平保育園	吾平町上名7681	☎0994-58-8220
つるみね保育園	吾平町上名6646-3	☎0994-58-6262
瑞穂保育園	吾平町麓1257-4	☎0994-58-7800
光明保育園	輝北町上引3989	☎099-486-0562
正覚寺保育園	輝北町市成1467	☎099-485-1154

保育料について



平成27年度から認定こども園等新制度に移行する教育・保育施設については、市が定める基準に応じて保育料が決定されます。
また、私立保育所以外の施設については保育料の支払先が各施設となります。

「所得税」から「住民税」へ

これまで前年分の源泉徴収票（写）等をもとに保育料を算定していましたが、新制度では前年度及び当該年度に課税された住民税をもとに保育料を算定していきます。

「4月」から「9月」へ

保育料は年度切り替えでしたが、住民税への変更の関係により切り替え時期は9月になります。

なるほど 子ども・子育て支援制度

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。
この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格スタートします。
【問い合わせ】市子育て支援課 ☎0994-31-1134



新制度で増える教育・保育の場

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」や、少人数の子どもを保育する地域型保育事業の普及を図ります。

幼稚園
3～5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
(現在市内に10施設)

認定こども園
0～5歳

教育と保育を一体的に行う施設
(現在市内に施設はありません)

保育所
0～5歳

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
(現在市内に35施設)

地域型保育
0～2歳

少ない人数（19人以下）で、子どもを預かる事業
(現在市内に施設はありません)

※認定こども園、地域型保育事業については、平成27年度以降新たに認可・認定される予定です。

新制度の利用の流れ



新制度では、手続きについてこれまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、3つの区分の設定に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まります。

3つの認定区分

- 1号認定**（教育標準時間認定）
満3歳以上で、教育を希望
【幼稚園、(認定こども園)】
- 2号認定**（保育認定）
満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望
【保育所、(認定こども園)】
- 3号認定**（保育認定）
満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望
【保育所、(認定こども園、地域型保育)】

幼稚園等を利用希望の場合

1. 幼稚園等に直接利用申込
2. 幼稚園等から入園の内定
3. 幼稚園等に利用のための認定を申請
4. 幼稚園等を通じ市から認定証が交付
5. 幼稚園等と契約

保育所等を利用希望の場合

1. 市に「保育の必要性」の認定を申請及び利用希望の申込
2. 申請者の希望や保育所等の状況により市が利用調整
3. 利用先の決定後、市から認定証が交付され、契約